

平成 20 年度  
第 4 回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

＜日 時＞ 平成 21 年 1 月 8 日（木）

15：30～17：00

＜場 所＞ 市役所 5 階大会議室

1 開 会

2 議題

（1）新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

（2）その他

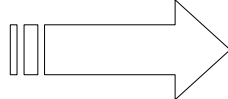
3 閉 会

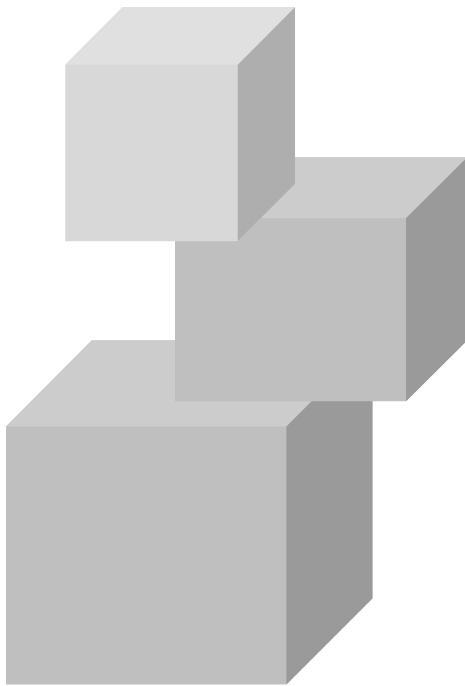
【資料】

「新居浜市高齢者福祉計画 2009（介護保険事業計画）」（案）

概要版

# 新居浜市高齢者福祉計画 2009 介護保険事業計画（案）

平成21年度  平成23年度



平成21年3月

新居浜市

# 第1章 計画策定に関する基本方針

## 1 計画策定の背景

本市における平成20年9月末現在の高齢者人口は、32,102人、高齢化率25.4%と、愛媛県平均25.1%の高齢化率をやや上回っており、介護保険制度が開始された平成12年の21.2%からこの8年間で4.2ポイント上昇しています。

このような急速な高齢化の進展に伴う介護等の高齢者問題に対応していくため、平成12年度に導入された「介護保険制度」の確実な推進に向けて、本市においては平成12年3月に「新居浜市新高齢者保健福祉計画」を、平成15年3月には第2期の「新居浜市高齢者保健福祉計画2003（介護保険事業計画）」を策定しました。

さらに、平成18年3月には、介護保険制度導入から6年が経過したことから、制度全般の見直しとして「介護予防を重視したシステムへの転換」および「地域密着型サービスの創設」等を盛り込んだ新たなサービス体系の推進に向けて、平成18年度から平成20年度を計画期間とした第3期の「新居浜市高齢者保健福祉計画2006（介護保険事業計画）」を策定しました。

現在、平成20年度が第3期計画期間の最終年度にあたることから、第3期計画の検証および見直しを行いながら、平成18年の医療制度改革の内容を踏まえつつ、新たな計画として第4期にあたる「新居浜市高齢者福祉計画2009（介護保険事業計画）」（以下、「本計画」といいます。）を策定するものです。

## 2 第4期計画における課題

第4期計画期間においては、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保（地域密着型サービス等の整備）及び地域支援事業の実施に関する取り組み（介護予防の取り組み及び地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制等）をより一層推進する必要があります。

また、療養病床の再編成にあたっては、愛媛県地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の内容等を第4期計画に適切に反映することが必要です。

## 3 計画期間および見直しの時期

「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があるため、本計画は平成21年度から平成23年度を計画期間とします。

また、現在推進中の第3期計画には、超高齢化社会のあるべき姿をめざして平成26年度末の目標設定を盛り込んでいることから、本計画は第3期計画で設定した目標にいたる中間段階の位置づけ

といった性格を有するものとして策定します。

## 4 計画策定体制

本計画の策定は、公募委員をはじめ自治会、婦人会、老人クラブ等の住民代表や保健・医療・福祉の関係者にも委員として参画いただいた「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」を設置し、審議を行いました。

## 5 アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、対象者の方々の生活状況や介護保険の認知度、福祉サービスへの要望などを把握し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

### < 調査対象 >

	対象者	対象者数	実施方法等
一般高齢者	65歳以上の一般高齢者の方	1,500人	郵送による配付、回収。 実施期間 平成20年 7月25日 ～8月8日
要介護・支援認定者 (居宅サービス利用者)	40歳以上の要介護認定を受けられた方のうち、居宅でサービスを受けられた方、または介護サービスを利用されていない方	1,495人	
要介護・支援認定者 (施設サービス利用者)	40歳以上の施設サービスを利用している方	300人	
2号被保険者	40歳以上65歳未満の一般の方	498人	
サービス提供事業者	新居浜市内の介護保険サービス提供事業所	74箇所	郵送による配付、回収。 実施期間 平成20年 9月5日 ～9月19日

### < 回収状況 >

	配布数	回収数	回収率
一般高齢者	1,500通	914通	60.9%
要介護・支援認定者(居宅)	1,495通	875通	60.9%
施設サービス利用者	300通	169通	56.3%
2号被保険者	498通	254通	51.0%
サービス提供事業者	74通	61通	82.4%

## 第2章 高齢者等の現状

### 1 高齢者等の現状

#### (1)人口・高齢化率の推移

(単位:人)

	平成12年度	平成15年度	平成17年度	平成20年度
総人口	128,910	127,983	126,950	126,151
65歳以上	27,347	29,366	30,210	32,102
40歳～64歳	45,207	43,961	43,491	41,812
高齢化率	21.2%	22.9%	23.8%	25.4%

資料:各年度、住民基本台帳10月1日時点

#### (2)要介護認定者の推移

(単位:人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
要支援1	1,374	1,013	760
要支援2	0	507	976
要介護1	1,823	1,440	974
要介護2	1,140	1,169	1,404
要介護3	898	989	1,113
要介護4	702	776	786
要介護5	841	896	954
計	6,778	6,790	6,967

資料:各年度10月1日時点

#### (3)高齢者のいる世帯の状況

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
高齢者のいる世帯	11,695 世帯	13,835 世帯	16,226 世帯	18,414 世帯	19,975 世帯
高齢者の単身世帯	2,031 世帯	2,787 世帯	3,730 世帯	4,758 世帯	5,657 世帯
高齢者夫婦世帯	2,891 世帯	3,217 世帯	5,124 世帯	6,141 世帯	6,577 世帯

資料:国勢調査

## 2 アンケート調査結果

アンケート調査の中から、一般高齢者と 2 号被保険者、要介護認定者（居宅・施設）別に第 3 期の調査結果と比較しました。

### (1) 一般高齢者・2 号被保険者

#### 【健康について知りたいこと】

第 3 期は「がん・高血圧・糖尿病などの病気」33.5%が最も多くなっており、次いで、「病気を予防するための食生活」32.1%、「認知症の予防」30.0%の順となっています。

第 4 期は「認知症の予防」31.7%が最も多くなっており、次いで、「がん・高血圧・糖尿病などの病気」28.2%、「病気を予防するための食生活」26.6%の順となっています。第 3 期と比べると、全体的に割合が減っている中、「認知症の予防」について知りたい方は多くなっていることが分かります。

#### 【今後も続けたい活動・参加したい活動について】

第 3 期・第 4 期ともに「特にない」と答えた方を除くと「自治会・婦人会・老人クラブなど、地域組織の活動」と答えた方が約 3 割と最も多くなっています。次いで、「地域助け合いネットワーク等、ボランティア活動」「道路、河川等の清掃活動」の順となっており、第 3 期と比べてあまり変化は見られませんでした。

#### 【生きがいを感じることにについて】

第 3 期・第 4 期ともに「子・孫の成長」と答えた方が最も多く、次いで、「趣味・娯楽」、「外出・旅行」の順となっています。

#### 【介護保険のあり方について】

今後、施設を整備したり、介護サービスを利用する人が増えたり、サービスの内容をより充実させたりすると、介護保険料の額が高くなる仕組みになっていることについてたずねると、第 3 期・第 4 期ともに「介護保険料が高くなりすぎないよう、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費用を抑制すべきである」と答えた方が約 7 割と最も多くなっています。

#### 【将来の住まいと介護サービスの利用について】

第 3 期は「介護が必要になっても、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」33.5%と答えた方が最も多くなっており、次いで「今のところわからない」31.9%、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群）に入所したい」16.5%の

順となっています。

第4期は「今のところわからない」35.4%と答えた方が最も多くなっており、次いで「介護が必要になっても、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」31.5%、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群）に入所したい」19.7%の順となっており施設入所を希望する方が増えていることが分かります。

#### 【今後、行政に力を入れてほしいことについて】

第3期は「健康づくり・介護予防などの充実」43.3%と答えた方が最も多くなっており、次いで「医療の充実」40.7%、「介護保険制度の居宅介護サービス（訪問介護・通所介護など）の充実」34.0%の順となっています。

第4期は「医療の充実」50.4%と答えた方が最も多くなっており、次いで「健康づくり・介護予防などの充実」37.2%、「介護保険制度の居宅介護サービス（訪問介護・通所介護など）の充実」33.6%の順となっています。第3期と比べて「医療の充実」に力を入れてほしいと答えた方が多くなっていることが分かります。

## (2) 要介護認定者(居宅・施設)

#### 【介護が必要になった主な原因】

第3期・第4期ともに「脳卒中（脳出血・脳こうそくなど）」と答えた方が最も多くなっており、次いで、第3期は「ひざ痛・腰痛など」、第4期は「認知症」の順となっています。第3期と比べると「認知症」と答えた方が他の項目と比べて多くなっていることがわかります。

#### 【介護予防サービスについて】

要介護認定が「要支援1」「要支援2」の方に、平成19年度から新たに始まった要支援状態の改善や悪化を防ぐための介護予防サービスを現在利用しているかたずねると、「利用している」33.6%、「利用していない」31.3%とほぼ同じ割合となっています。

#### 【介護予防サービスの満足度】

介護予防サービスを現在「利用している」と答えた方に、利用した介護予防サービスの内容についての満足度をたずねると、「おおむね満足している」56.8%、「たいへん満足している」33.0%と満足している方が約9割となっています。

#### 【介護保険のあり方について】

今後、施設を整備したり、介護サービスを利用する人が増えたり、サービスの内容をより充実させたりすると、介護保険料の額が高くなる仕組みになっていることについてたずねると、「介護保険料が高くなりすぎないよう、介護サービスの内容や自己負担のあり方を見直し、費

用を抑制すべきである」と答えた方が最も多く過半数を超えています。次いで、「よく分からない」17.5%、「介護保険料の額が高くなっても、介護サービスの内容をより充実すべきである」9.8%の順となっています。

#### 【将来の住まいと介護サービスの利用について】

居宅サービス利用者については、第3期・第4期ともに「介護が必要になっても、できる限り現在の住まいや地域に住み続けたい」と答えた方が最も多くなっています。次いで、「介護が必要になったときに、施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床群）に入所したい」「わからない」の順となっており施設入所を希望する方が増えていることが分かります。

施設サービス利用者については、第3期・第4期ともに「今いる施設で介護を受けたい」と答えた方が最も多くなっており過半数を超えています。次いで、「よくわからない」「施設を退所して住み慣れた自宅や地域で介護サービスを利用したい」の順となっています。

#### 【施設入所を希望した理由】

施設サービス利用者、施設入所を希望した理由をたずねると、第3期・第4期ともに「家族はいるが、仕事等で介護に携わることができないから」「家族の介護に対する負担が大きいかから」と答えた方が約3割と多くなっています。次いで、第3期では「居宅での介護では不安があるから」、第4期では「家族介護者等がないから」の順となっており、家族に負担をかけないように施設へ入所する方が多い傾向が見受けられます。

## 第3章 高齢者をめぐる将来像

### 1 基本理念

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画の双方の計画から成り立っています。第3期計画では、団塊の世代が全て高齢者となる平成27年を見据え、明るく活力のある超高齢化社会の構築を目指し、介護給付等の対象サービスを提供する体制の確保（地域密着型サービス等の整備）及び、地域支援事業の実施に関する取り組み（介護予防の取り組み及び地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の整備等）について計画策定を行いました。

本計画は従来の平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭においた計画の、中間段階の位置づけという性格を有することから、新居浜市が進めてきた従来の考え方を両計画の基本理念として引き続き推進します。

**高齢者が安心して暮らせるまちづくり**



## 2 総人口・認定者数の将来推計

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口	124,422	123,783	122,944	122,105	121,266	120,427
65歳以上	32,286	32,805	33,539	34,273	35,007	35,741
40歳～64歳	41,511	41,016	40,396	39,776	39,156	38,536
高齢化率	25.9%	26.5%	27.3%	28.1%	28.9%	29.7%

(単位:人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	760	762	781	796	810	824	839
要支援2	976	982	1,008	1,030	1,051	1,072	1,093
要介護1	974	981	1,009	1,031	1,054	1,076	1,098
要介護2	1,404	1,417	1,458	1,493	1,527	1,562	1,597
要介護3	1,113	1,126	1,161	1,132	1,163	1,194	1,225
要介護4	786	795	821	881	905	929	953
要介護5	954	965	997	1,002	1,030	1,057	1,085
計	6,967	7,028	7,236	7,364	7,539	7,714	7,889

## 3 重点目標

本計画の基本理念『高齢者が安心して暮らせるまちづくり』を達成するため5つの重点目標を設定し、事業の推進を図ります。

### (1) 生活習慣病予防及び介護予防の推進

自立した生活を確保するための「健康づくりの推進」、要支援高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対して、要介護状態にならないための生活習慣病予防及び介護予防を推進するとともに、高齢者がいつまでも健康で生き生きとした生活ができるよう、積極的に取り組みます。

また、認知症は加齢に伴う物忘れと判断され、重症化してから相談に訪れる事例が多くなっています。医学の進歩により、軽度の段階時の早期発見や進行を抑制する薬物治療も可能となっていることから、住民に対する正しい情報の周知、早期発見のための医療機関との連携、介護予防事業の充実、相談窓口の周知等に取り組んでいきます。

## (2) 地域支援(地域ケア)体制の整備

高齢者が、長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくためには、身近な地域の中で、必要なサービスが受けられることが大切であると考えます。

そのためには、保健・医療・福祉の関係機関・団体の連携はもとより、ボランティアをはじめとする市民の参画と協力を得ながら、住民相互の支え合い（共助）を基本とし、地域全体で支える体制づくりに取り組みます。

## (3) 高齢者の尊厳の確保

高齢化の進展とともに認知症高齢者も増加傾向にあり、認知症高齢者が様々な権利侵害や虐待にあう事例等も増加しています。認知症の方や、その家族が住みなれた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、認知症サポーター等による地域の見守り体制の構築に努め、認知症に対する正しい知識の普及・啓発活動に取り組むとともに、高齢者虐待の早期発見・早期予防のネットワークづくりを推進します。

## (4) 高齢者が社会で活躍できる環境づくり

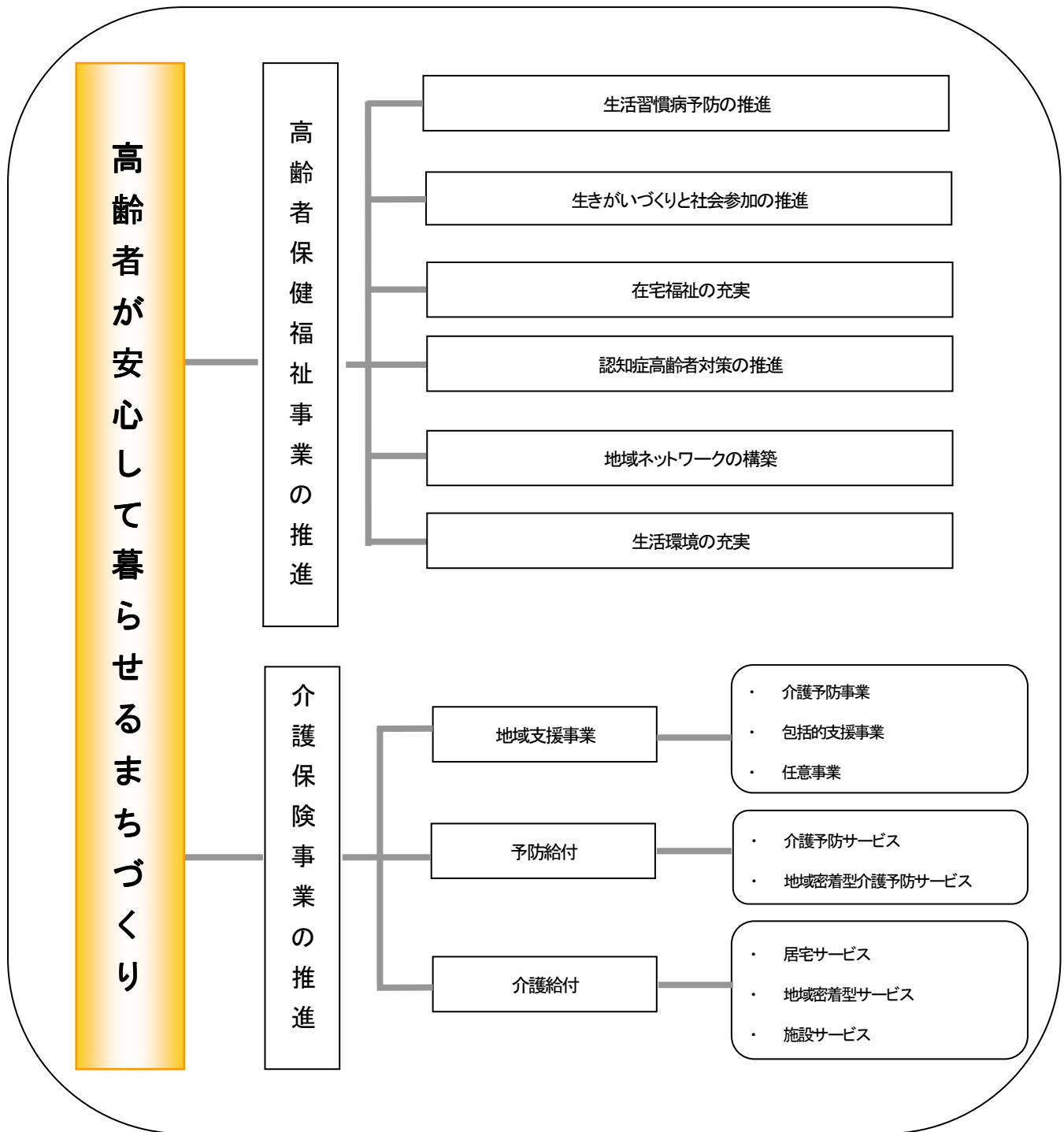
高齢者が活力ある生活を営むためには、高齢者自身の培った豊かな知識、経験、技能などを活かして地域の中で大切な役割を担うことができる社会づくりが必要です。

高齢者の生きがいづくりが地域活動などに結びつくよう、社会参加への機会拡大に努めるとともに、ボランティアや自主的な地域福祉活動を推進している老人クラブなどを支援し、自己実現を図ることのできる環境を整備に取り組みます。

## (5) 介護保険サービス基盤の整備

要介護者または要支援者の実態把握を的確に行ったうえで、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じて、サービスを市内全域において確保することが重要であり、また連続的に適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所及び施設から総合的かつ効率的に提供される必要があります。そのため、サービスの中核を担う介護保険の居宅サービスや施設サービスの基盤整備に計画的に取り組みます。

#### 4 施策体系図



## 第4章 高齢者保健福祉事業の推進

### 1 生活習慣病予防の推進

### 2 生きがいづくり・社会参加の推進

- ① 老人クラブ育成事業
- ② 高齢者顕彰事業
- ③ 老人広場整備事業
- ④ 老人福祉センター
- ⑤ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

### 3 在宅福祉の充実

- ① 福祉電話貸与事業
- ② 緊急通報体制整備事業
- ③ 老人短期入所事業（養護老人ホーム）
- ④ 老人短期入所事業（特別養護老人ホーム）
- ⑤ ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業
- ⑥ ねたきり老人等整髪サービス事業

### 4 認知症高齢者対策の推進

- ① 認知症サポーターの養成

### 5 地域ネットワークの構築

- ① 地域包括支援センターの設置
- ② 見守り推進員設置委託事業
- ③ 社会福祉協議会の活動状況
- ④ ボランティア活動等民間の保健福祉活動の状況
- ⑤ 災害時要援護者対策

### 6 生活環境の充実

- ① 養護老人ホーム
- ② 軽費老人ホーム(A型)
- ③ ケアハウス

## 第5章 介護保険事業の推進

【 介護保険サービスの全体像 】

<p>元気な高齢者</p> <p>特定高齢者</p>	<p>介護予防が必要</p>	<p>介護予防事業（地域支援事業）</p>	<p><b>1 介護予防事業</b>  <b>(1) 介護予防特定高齢者施策</b>  <b>（ハイリスクアプローチ）</b>            ① 特定高齢者把握事業            （介護予防スクリーニング）            ② 通所型介護予防事業            ③ 訪問型介護予防事業            ④ 介護予防特定高齢者施策評価事業  <b>(2) 介護予防一般高齢者施策</b>  <b>（ポピュレーションアプローチ）</b>            ① 介護予防普及啓発事業            ② 地域介護予防活動支援事業            ③ 介護予防一般高齢者施策評価事業</p>	<p style="text-align: center;">※高齢者・家族介護者全般対象</p> <p><b>2 包括的支援事業</b>  <b>(1) 介護予防ケアマネジメント</b>  <b>(2) 総合相談支援事業</b>  <b>(3) 権利擁護事業</b>  <b>(4) 包括的・継続的マネジメント業務</b></p> <p><b>3 任意事業</b>  <b>(1) 介護給付等費用適正化事業</b>  <b>(2) 家族介護支援事業</b>            ① 家族介護教室事業            ② 認知症高齢者見守り事業            ③ わたきり老人等衛生品支給事業  <b>(3) その他事業</b>            ① 配食サービス事業（食の自立支援）            ② 住宅改修支援事業            ③ 成年後見制度利用支援事業            ④ 介護相談員派遣事業</p>
<p>介護予防が必要な高齢者</p>	<p>要支援1・2</p>	<p>介護予防サービス（予防給付）</p>	<p><b>1 居宅サービス</b>            ① 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）            ② 介護予防訪問入浴            ③ 介護予防訪問看護            ④ 介護予防訪問リハビリテーション            ⑤ 介護予防居宅療養管理指導            ⑥ 介護予防通所介護（デイサービス）            ⑦ 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）            ⑧ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）            ⑨ 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）</p>	<p>⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護            ⑪ 介護予防福祉用具貸与            ⑫ 特定介護予防福祉用具販売            ⑬ 介護予防住宅改修            ⑭ 介護予防支援</p> <p><b>2 地域密着型サービス</b>            ① 介護予防認知症対応型通所介護            ② 介護予防小規模多機能型居宅介護            ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護</p>
<p>介護が必要な高齢者</p>	<p>要介護1～5</p>	<p>介護サービス（介護給付）</p>	<p><b>1 居宅サービス</b>            ① 訪問介護（ホームヘルプ）            ② 訪問入浴            ③ 訪問看護            ④ 訪問リハビリテーション            ⑤ 居宅療養管理指導            ⑥ 通所介護（デイサービス）            ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）            ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）            ⑨ 短期入所療養介護（ショートステイ）            ⑩ 特定施設入居者生活介護            ⑪ 福祉用具貸与            ⑫ 特定福祉用具販売            ⑬ 住宅改修            ⑭ 居宅介護支援</p>	<p><b>2 地域密着型サービス</b>            ① 夜間対応型訪問介護            ② 認知症対応型通所介護            ③ 小規模多機能型居宅介護            ④ 認知症対応型共同生活介護            ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護            ⑥ 地域密着型介護            老人福祉施設入所者生活介護</p> <p><b>3 施設サービス</b>            ① 介護老人福祉施設            ② 介護老人保健施設            ③ 介護療養型医療施設</p>

## 1 地域支援事業

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業の(1)介護予防事業、(2)包括的支援事業、(3)任意事業の取り組みを推進します。

### (1)介護予防事業

- ① 介護予防特定高齢者施策
  - 特定高齢者把握事業
  - 通所型介護予防事業
  - 訪問型介護予防事業
  - 介護予防特定高齢者施策評価事業
  
- ② 介護予防一般高齢者施策
  - 介護予防普及啓発事業
  - 笑いの介護予防促進事業
  - 地域介護予防活動支援事業
  - 介護予防一般高齢者施策評価事業

### (2)包括的支援事業

- ① 総合相談権利擁護事業
- ② 包括的継続的ケアマネジメント支援事業
- ③ 高齢者虐待に対する取り組み

### (3)任意事業

- ① 介護給付等費用適正化事業
  - 1. 要介護認定の適正化
    - 認定調査の適正化
    - 介護認定審査会の適正化
  - 2. ケアマネジメントの適正化
    - ケアプランのチェック
    - 住宅改修の点検
    - 研修の実施
  - 3. 個別指導・監査による運営基準や介護報酬チェック

- 地域密着型サービスに係る指導
- 苦情等の適切な把握及び分析

#### 4. 「介護給付費適正化システム」等の活用

#### 5. 介護給付費通知の発送

### ② 家族介護支援事業

- 家族介護教室事業
- 認定症高齢者見守り事業
- ねたきり老人等衛生品支給事業

### ③ その他事業

- 配食サービス事業（食の自立支援）
- 住宅改修支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 介護相談員派遣事業

## 2 介護保険サービスの充実と基盤整備

介護が必要となった高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をおくるためには、必要なサービスを必要とときに利用できる環境整備が重要です。本計画期間中には引き続き、介護保険サービス事業所の充実を図り、事業所と連携を行いながら、適切な介護保険サービスの提供に努めていきます。

### (1) 居宅サービス

- ① 介護予防訪問介護／訪問介護
- ② 介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護
- ③ 介護予防訪問看護／訪問看護
- ④ 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導
- ⑥ 介護予防通所介護／通所介護
- ⑦ 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護
- ⑨ 介護予防短期入所療養介護／短期入所療養介護
- ⑩ 介護予防特定施設入所者生活介護／特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

アンケート結果からも、介護や生活上の手助けを受けたい場所として、ケアハウスや有料老人

ホームのニーズが高くなっていることから、平成21年度より25床、平成22年度より65床の増設を行い、サービスの充実を図っていきます。

#### <予防給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	21	14	24	24	24	24

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	131	176	216	360	996	996

- ⑪ 介護予防福祉用具貸与/福祉用具貸与
- ⑫ 介護予防特定福祉用具販売/特定福祉用具販売
- ⑬ 介護予防住宅改修/住宅改修
- ⑭ 介護予防支援/居宅介護支援

## (2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設され、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として新居浜市の住民のみになります。

本市では、平成18年度以降、地域において必要とされるサービスについて、課題等の分析を行い、地域の実情に応じた適切なサービスの供給体制に取り組んできました。

本計画期間も引き続き、必要と思われる地域密着型サービスについて公募を行い、事業所の募集を行っていきます。

- ① 夜間対応型訪問介護
- ② 介護予防認知症対応型通所介護/認知症対応型通所介護

認知症の要介護者の通所介護で、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通り、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

認知症高齢者の増加に伴い今後利用者が増加すると見込みました。

- ③ 介護予防小規模多機能型居宅介護/小規模多機能型居宅介護

平成18年度から新設された地域密着型サービスで、認知症高齢者を主な対象とし、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせて、身近な地域で「なじみの」介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。



介護予防小規模多機能型居宅介護は、本市では過去の実績もなく、本計画期間における計画もありません。

小規模多機能型居宅介護は、現在、2施設で運用していますが、利用者のニーズがあることから、平成21年度から平成23年度にかけて2施設ずつの増設を図り、合計6施設の新設を目指します。

以下の事業量については、平成20年度の1施設あたりの月間登録人数9人で見込みました。

#### <予防給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	0	0	0	0	0	0

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	0	97	216	432	648	864

#### ④ 介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

平成20年度現在32ユニットでサービス提供を行っていますが、平成21年度から平成23年度にかけて各年8ユニットの新設を計画し、合計24ユニットの整備を目指します。

以下のサービス事業量については、各年度内の新設8ユニットについては稼働率を50%で見込みました。今後利用者が増加したとしても、必要なサービス量は十分確保できる予定です。

#### <予防給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	0	2	2	2	2	2

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	3,185	3,161	3,072	3,504	4,368	5,232

#### ⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者などを定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

本市では過去の実績もなく、本計画期間における整備計画はありませんが、今後必要に応じて施設整備を検討していきます。

## ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

施設入所待機者の解消を図るため、平成22年度で4施設、平成23年度で2施設の新設を計画し、合計6施設の整備を目指します。

以下のサービス事業量については、平成22年度で87（床/月）、平成23年度で145（床/月）で見込みました。

### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	0	0	0	0	1,044	1,740

## (3) 施設サービス

### ■施設・居住系サービスに関する参酌標準について

第4期介護保険事業計画は、第3期介護保険事業計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階としての位置づけとなっています。このため、第3期介護保険事業計画の策定に際して「基本指針」において示された「参酌標準」の考え方は、基本的に第4期介護保険事業計画の策定にあたって変更しないとされています。

※「基本指針」とは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（改正案）

※「参酌標準」とは、各自治体が介護保険事業（支援）計画を策定する際に、各種サービス見込量を定めるにあたり参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるもの

本計画期間中における施設整備計画については、施設入所待機者の解消に取り組むため、地域密着型サービスとして地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護の整備を行います。平成26年度における施設居住系サービス利用者の要介護2～5認定者に対する割合、介護3施設入所者の要介護4・5の割合については、ともに参酌標準を達成できる見込みとなっています。

### ■第4期介護保険事業計画における療養病床の転換の取扱いについて

平成18年度からスタートした医療制度改革における取り組みの柱である「平均在院日数の短縮」を目的として、療養病床の再編成を行うこととされています。これに伴い、医療療養病床については平成24年度までの間に介護保険施設等への転換を進めるとともに、介護療養病床に

については平成23年度末までに廃止することとされており、本市においても愛媛県地域ケア体制整備構想と連携を図りながら、各施設の転換が円滑に行われるよう、交付金の活用に関する情報発信や情報収集に取り組みます。

## ■療養病床の入所者への支援

療養病床の転換の影響を受ける可能性がある高齢者に対し、退院、退所後の住まいの確保、および必要なサービスが円滑に提供されるよう、高齢者本人及びその家族に対する支援策として、地域包括支援センターに療養病床の転換に関する相談窓口を設置し、必要な支援を行います。

### ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

ねたきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所できる施設で、食事・入浴・排泄など日常生活介護や療養上の支援を受けることができます。

本計画期間中には新たな施設整備は行わないこととします。また、介護施設入所は要介護4、5の重度者に重点化しつつ見込んでいます。

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	6,127	6,185	6,192	6,196	6,192	6,192

### ② 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している方に対し、医学的管理のもと看護・介護・リハビリを行う施設で、医療上のケアやリハビリ、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援を受けることができます。

利用者数の見込みについては、既存施設数で要介護4、5の重度者に重点化しつつ見込んでいます。

しかし、本計画期間中には影響はありませんが、療養病床の再編成により平成24年度には療養病床から老人保健施設に転換される予定となっています。医療機関等の療養病床の転換の方向性を確認しつつ、適切に転換されるよう、情報提供や各種支援に取り組んでいきます。

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	4,100	4,104	4,101	4,104	4,104	4,104

### ③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な方のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリなどを受けることができます。

療養病床の再編成により、介護療養型医療施設は平成23年度に廃止される事となり、その他の介護保険施設等への転換が進められます。

療養病床の転換時期は平成24年度からを予定していますが、転換については民間の判断に委ねられる部分が多く、今後も引続き事業所の転換計画を確認しながら、適切に転換されるよう、情報提供や各種支援に取り組みます。

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)	1,203	1,048	1,128	1,128	1,128	1,128

### ④ 療養病床(医療保険適用)からの転換分

平成18年度の医療制度改革により、医療療養病床については平成24年度までの間に介護保険施設等へ転換するとともに、介護療養病床については平成23年度末までに廃止することとなり、愛媛県地域ケア体制整備構想等を踏まえ、本市では、平成22年度に264人、平成23年度に528人見込んでいます。しかし、転換については民間の判断に委ねられる部分が多いことから、今後も県や各事業所と連携を図りながら円滑に転換に取り組みます。

#### <介護給付>

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数(人/年)				0	264	528

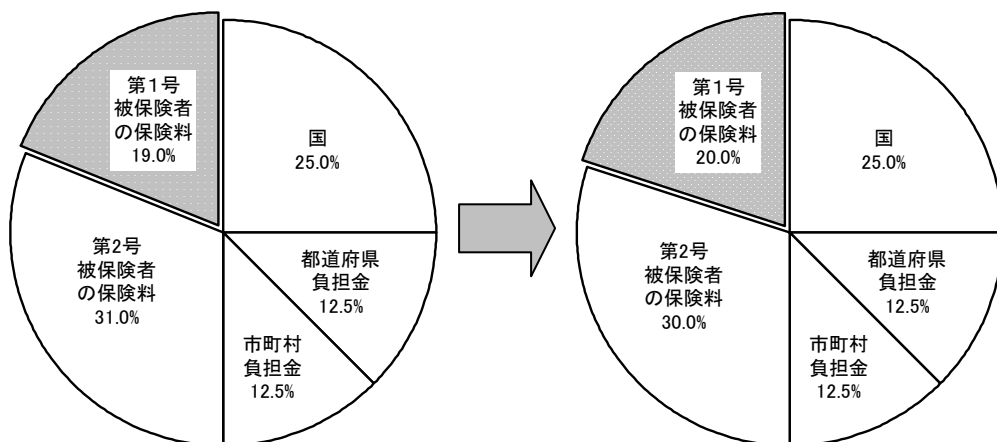
## 保険料設定の基本的な考え方

保険料設定の見直しにおいては、税制改正(平成16・17年度)に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、第4期についても、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるよう、保険料負担段階第4段階で公的年金収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断でその基準額に乗じる保険料率を軽減することができるようになっていきます。

また、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者負担率が社会全体の年齢別人口の増減により19%⇒20%に、第2号被保険者負担率が31%⇒30%に改正されました。

【第3期における介護保険の財源】

【第4期における介護保険の財源】



◆第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料月額

所得段階別に見た第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりです。

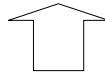
所得段階		介護保険料	対象者の内容
第1段階被保険者	基準額×0.5	2,471円	本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 または生活保護の受給者
第2段階被保険者	基準額×0.5	2,471円	本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
第3段階被保険者	基準額×0.75	3,706円	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない者
第4段階被保険者	基準額×0.85	4,200円	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる者のうち、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者
	基準額×1.00	4,941円	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる(上記段階に該当しない)者
第5段階被保険者	基準額×1.25	6,176円	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が200万円未満の者
第6段階被保険者	基準額×1.50	7,412円	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満の者
第7段階被保険者	基準額×1.75	8,647円	本人が市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上の者

◆1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)の推移

**第4期1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)**

(保険収納必要額/所得段階別加入割合補正後被保険者数/保険料収納率/12か月)

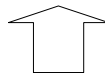
4,941 円



**第3期1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)**

(保険収納必要額/所得段階別加入割合補正後被保険者数/保険料収納率/12か月)

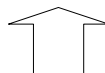
4,583 円



**第2期1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)**

(保険収納必要額/所得段階別加入割合補正後被保険者数/保険料収納率/12か月)

3,792 円



**第1期1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)**

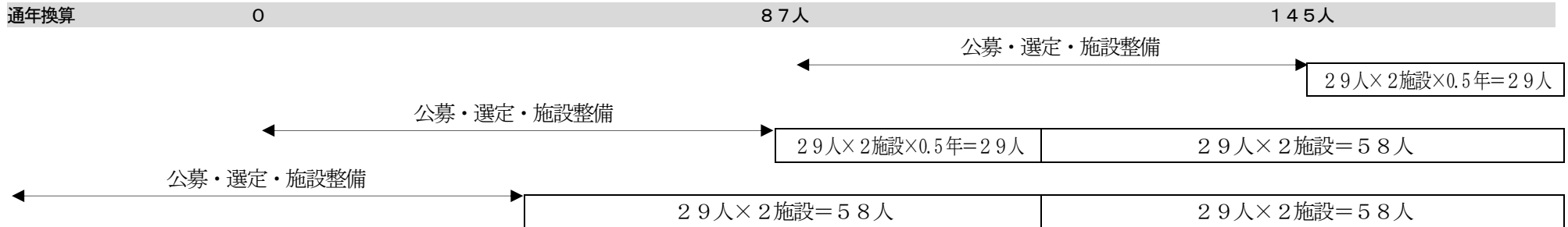
(保険収納必要額/所得段階別加入割合補正後被保険者数/保険料収納率/12か月)

2,875 円

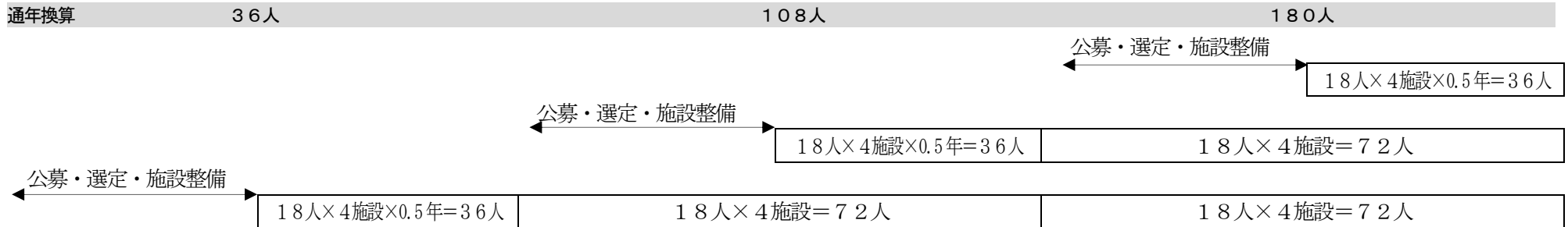
第4期介護保険事業計画における年次別施設増床計画（案）

21年度	22年度	23年度
------	------	------

地域密着型介護老人福祉施設（平成23年度末 174人）



認知症対応型共同生活介護（平成23年度末 216人）



特定施設入居者生活介護（平成23年度末 65人）

12人	65人	65人
-----	-----	-----